

平成25年第4回美幌町議会臨時会会議録

平成25年8月12日 開会

平成25年8月12日 閉会

平成25年8月12日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 議案第 87号 動産の取得について(防災・減災用発電機)
日程第 4 議案第 88号 動産の取得について(避難所用発電機)
日程第 5 議案第 89号 動産の取得について(避難所用投光機)
日程第 6 議案第 90号 工事請負契約の締結について(駒生川関連第23号橋橋梁建設工事)
日程第 7 議案第 91号 平成25年度美幌町一般会計補正予算(第4号)について
日程第 8 報告第8号 専決処分の報告について

○出席議員

- | | | | |
|-----|-----------|-----|---------------|
| 1番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2番 | 大 江 道 男 君 |
| 3番 | 中 嶋 すみ江 君 | 4番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 5番 | 早 瀬 仁 志 君 | 6番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 8番 | 岡 本 美代子 君 | 副議長 | 9番 坂 田 美栄子 君 |
| 10番 | 吉 住 博 幸 君 | 11番 | 橋 本 博 之 君 |
| 13番 | 大 原 昇 君 | 議 長 | 14番 古 館 繁 夫 君 |

○欠席議員

- 12番 宗 像 密 瑠 君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

- | | | | |
|------|---------|--------------|--------|
| 美幌町長 | 土谷 耕治 君 | 教育委員会 委員長 | 冲田 滋 君 |
| 監査委員 | 高木 清 君 | | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 副町長 | 染谷 良 君 | 総務部長 | 平井 雄二 君 |
| 民生部長 | 藤原 豪二 君 | 経済部長 | 広島 学 君 |
| 建設水道部長 | 磯野 憲二 君 | 病院事務長 | 大村 英則 君 |
| 会計管理者 | 植木 恒則 君 | 総務主幹 | 田村 圭一 君 |
| 財務主幹 | 矢萩 浩 君 | 契約財産主幹 | 村田 純一 君 |
| 福祉主幹 | 谷川 明弘 君 | 健康推進主幹 | 佐藤 和恵 君 |
| 建設主幹 | 高橋 利明 君 | 教育長 | 平野 浩司 君 |
| 教育部長 | 高木 恵一 君 | 監査委員室長 | 石澤 憲 君 |

○議会事務局出席者

- | | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 馬場 博美 君 | 次 長 | 那須 清二 君 |
| 議事係長 | 水上 修一 君 | 庶務係 | 猪本 郁 君 |

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第4回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番岡本美代子さん、9番坂田美栄子さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る8月9日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕平成25年第4回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る8月9日、議会運営委員会を開きましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、動産の取得3件、工事請負契約の締結1件、補正予算案1件、専決処分報告、以上のとおりであります。

よって、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

一つだけ、行政職の皆さんに御理解をいただきたい点がございます。

本臨時議会より、試行ではありますが、報道関係者に対して、記事の作成、編集等にかかわって、パソコンの持ち込みを許可しておりますので、その点、御理解をお願いしたいと思います。

円滑な議会運営に対して、議員並びに皆さ

んの御協力をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

なお、宗像議員、病氣療養のため欠席の旨、届け出がありました。

また、本臨時議会中、町広報及び議会広報のため、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。また、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕本日、ここに平成25年第4回美幌町議会臨時会が開催

されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

動産の取得について、議案第87号は、防災・減災用発電機2台、議案第88号は、避難所用発電機7台、議案第89号は、避難所用投光機18台を購入するものであり、それぞれ入札の結果に基づき議決をいただきたいことであります。

工事請負契約の締結について、議案第90号は、駒生川関連第23号橋橋梁建設工事について、入札の結果に基づき契約の議決をいただきたいことであります。

一般会計補正予算について、主な補正の内容につきましては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等を活用して、町内の特定非営利活動法人が実施する障害者グループホーム施設整備事業費の間接補助金として3,200万円の補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に協賛を賜りますようお願い申し上げます、提出案件の概要説明といたします。

◎日程第3 議案第87号

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 議案第87号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の2ページをお開き願いたいと思います。

議案第87号動産の取得について、御説明を申し上げます。

次のとおり動産を取得するものとするということで、記以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、議案第87号関係。防災・減災用発電機でございます。これは6月に補正予算をお認めいただいた緊急防災・減災事業の一

連の備品の購入であります。

納入場所につきましては、美幌町字報徳79番地1、車両センターでございます。

動産の概要でございますが、低地排水対策用の発電機でございますが、排水ポンプ、あるいは投光機等の電源確保のための発電機の取得でございます。

出力80KVAのものを2台購入するものでございます。

入札年月日につきましては、平成25年7月25日。

指名業者は、記載の9者でございます。

取得の金額は、557万5,500円であります。

取得の相手方、網走郡美幌町字大通北2丁目17番地、有限会社加藤金物店、代表取締役、加藤哲朗。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後、本契約による。

納入期限、本契約後120日とするということで、本日議決をいただきますと、12月9日が納期限となります。

以上、御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第87号動産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第88号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 議案第88号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第88号動産の取得について、御説明を申し上げます。

次のとおり動産を取得するものとするということで、記以下につきましては参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料2ページをお開きいただきたいと思います。

資料2、議案第88号関係であります。避難所用発電機でございます。これも先ほどの87号と同様の事業の一連でございます。

納入場所は、美幌町字美富1番地1ということで、旧学校給食センターの車庫でございます。

動産の概要であります。体育館を保有する避難所7カ所用に各1台の発電機を購入するものでございます。合計7台でございます。

出力は8KVAのものを7台購入するというものでございます。

入札年月日につきましては、同じく平成25年7月25日。

指名業者は、ここに記載の9者でございます。

取得の金額、671万6,797円。

取得の相手方、網走郡美幌町字大通北2丁目17番地、有限会社加藤金物店、代表取締役、加藤哲朗。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後、本契約による。

納入期限、本契約後120日とするということで、本日議決をいただきますと、12月9日が納期限となります。

以上、御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第88号動産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第89号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 議案第89号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の4ページをお開き願いたいと思います。

議案第89号動産の取得について、御説明を申し上げます。

次のとおり動産を取得するものとするということで、記以下につきましては参考資料で御説明いたします。参考資料の3ページをお開きください。

資料3、議案第89号関係。避難所用投光機ということで、先ほど88号と同様の避難所用の備品の購入でございます。

納入場所につきましては、美幌町字美富1番地の1ということで、同じく旧学校給食センターの施設でございます。

動産の概要であります。先ほどの発電機と同様であります。体育館を避難場所とする避難所7カ所用に、18台ということで、体育館の大きさによって、ここはそれぞれ同じ台数ではございません。7カ所に対して18台の投光機を購入しようとするものでございます。

この投光機はバルーンタイプというものでございまして、高さが2,010ミリから2,730ミリまで縮小、あるいは延長することができるものでございます。使用するランプは、消費電力が400ワットのランプ1灯でございます。18台を購入するものでござい

ます。

入札年月日につきましては、平成25年7月25日。

指名業者は、ここに記載の9者。

取得の金額は、377万7,165円。

取得の相手方、網走郡美幌町字大通北2丁目17番地、有限会社加藤金物店、代表取締役、加藤哲朗。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後、本契約による。

納入期限、本契約後120日とするということで、本日議決をいただきますと、12月9日が納期限となります。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 概要のところ、もう少しお聞かせ願いたいと存じます。投光機であります。体育館用というふうに関心があると思うのですが、災害、もちろんそのとおりでありますけれども、同じ災害のときにおいても、用途が広がるほうがいいのではないかという観点を持っております。

と申しますのは、災害時、外でも使えるような仕組みというふうに関心した場合、単独でエンジンつき、よく一例を言いますと、夏祭りとか秋祭りにおかれましても、エンジンつきの投光機、もちろんそのエンジンがついているというのは利点が2点ほどあると思います。

一つは、他に発電機がなくても単独でその場所に発電しながら光を照らす利点が1点あるかと思っております。もちろん、その投光機は、それについているエンジンが停止しても、外部からつなぐこともできます。ほかの発電機から電源をまた供給を受けてつなぐこともできます。そういう観点から見たら、単独の投光機だけがいいのかと思うところがまず1点。

2点目です。投光機は、背丈を伸ば

して光を当てる、照らすつもりだと思いますが、重さが、高いところにありますと、重心が高い位置にありますから、転倒ということがあります。もともと投光機には土台がついていると思っているところでもありますので、そこら辺も含めて、この性能ばかりではなくて、どういう形なのか、後でよろしいですから、お示ししていただければありがたいかなという意味合いを込めて、今回、選択に当たって、発電機つきであれば構わないのですが、この概要からいって、発電機つきでないと思っておりますので、いま一度御説明していただければありがたいかなと、そういうことでお聞きします。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 投光機の他用途といいますが、他の活用であります。これは6月の補正予算で提案をさせていただきました緊急防災・減災事業ということで、起債事業でございます。目的は、そういった事業の用に供するというので取得しておりますので、その点についてはそういったことで御理解を願いたいと思います。

伸縮型の投光機ということでございますが、安全性については、当然、メーカーのほうは考えて設計をなされているということで、三脚型の足を開いた中での伸縮ということでございます。当然、今回導入するのは、発電機につきましては体育館の外に置き、投光機については配線で室内で設置をすることで、一体型ではございませんけれども、使用上に当たっては、そういった転倒の危険というのは大丈夫だというふうに関心しております。

○議長（古館繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 別な角度でお聞かせ願いたいと思います。体育館に使うのだ、それを承知の上で、さらにお聞きしたいのですが、投光機、400ワット。体育館の広さによっても違ってくるでしょう。作業時高さが2.7メートルというふうにお書きになっ

ていますけれども、例えば何ルクス、ワット数ではなくて、何ルクスが確保される、平米に対してですね。そういう観点で、この機能を、性能をお示ししていただきたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 今回導入する投光機につきましては、避難所用のごく限られた期間の中で、何とか生活を、一時しのいでいただくという観点から導入するものでありまして、当然、広さによっては台数を変えるということで、7カ所に18台ということがありますが、何ルクス、照度を、例えば事務をやったり、そういったものに必要な照度まで確保するという観点ではございませんので、生活する上で最低限必要なものということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 話をしつこく聞くつもりはないのですが、これはバルーン式ですから、1カ所で灯されると思っているのです。そういう意味では、事務をするための、俗に言う卓上のスタンドでないということは十分承知しているところですが、そういう意味においても、最低どのぐらい、体育館の大きさによっても変わろうかと思いますが、どのぐらいの照度を確保しなければいけないという観点も重要なことだろうと思いますので、今後、そういう観点からも、台数を含めた検討を速やかにしておくべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 現在は、先ほど言いましたように、一時避難所の明るさを何とか確保して、生活ができるようにということで、余り長期間、避難所で生活するのは想定しておりませんので、最低限の投光機を今回導入するというところでございますが、いろいろこれから訓練等も実施するようなことになってこようかと思っておりますので、そういった

実績を踏まえながら、明るさが足りないようであれば、またさらに充実をさせていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第89号動産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第90号

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 議案第90号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の5ページをお開きください。

議案第90号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては参考資料で御説明しますので、参考資料の4ページをお開きください。

資料4、議案第90号関係。駒生川関連第23号橋橋梁建設工事であります。

平成3年から平成26年までの予定で美幌川広域河川改修工事として駒生川の改修工事を実施されておりますが、本工事は北海道の駒生川関連改修工事負担金を受けて行うものであります。

工事の場所は、美幌町字稲美。

工事の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日は、平成25年8月8日。

指名業者は、三共後藤・美幌貨物自動車特定建設工事共同企業体ほか、記載の4特定建設工事共同企業体であります。

契約金額、1億290万円。

ちなみに、落札率は96.3%であります。

契約の相手方、宮田・芙蓉特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡美幌町字仲町2丁目86番地、株式会社宮田建設、代表取締役、宮田博行であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後、本契約による。

工期、本契約後200日とする。本日、12日に議決いただき、契約しますと、200日は平成26年2月27日となります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第90号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第91号

○議長（古館繁夫君） 日程第7 議案第91号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第91号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

平成25年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるということで、今回の補正につきましては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等を活用いたしまして、町内の特定非営利活動法人が実施する障害者グループホーム施設整備事業費の間接補助金の補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,200万円を追加し、歳入歳出それぞれ96億6,619万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、17ページをお開きください。

歳出でございます。

障害者福祉費の障害者自立支援事業費の増、地域介護・福祉空間整備等補助金3,200万円の新規予算化でございます。

これは町有地であります仲町1丁目141番40ほか4筆の1,642.15平方メートルの土地、ここは旧美幌幼稚園の跡地でございます。ここを町が無償貸し付けをし、町内の特定非営利活動法人が実施えくぼ福祉会が、定数4名、建築面積178平方メートル、総予定事業費、備品を含めまして4,830万円の障害者グループホームを整備するための国からの間接補助金3,200万円を補正しようとするものであります。

なお、開設につきましては、平成26年4月以降の予定ということでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、議案の15ページにお戻り願いたいと思います。

歳入であります。民生費国庫補助金、まず地域介護・福祉空間整備等施設交付金3,000万円の新規予算化でございます。これは建設費、いわゆるハード事業に当たる交付金でございます。

次の地域介護・福祉空間整備推進交付金200万円、これはソフト事業の分ということで、備品購入費の補助金でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今回の部分なのですが、仲町の土地を無償ということを知りまして、私なりにちょっと理解したいなと思うのですが、福祉施設だとか、介護だとか、障害者だとか、そういう施設に今回は無償で貸すと。実際、今まで美幌町も、恵和会にあさひのときの土地も無償で貸しているということになっていますが、今回もまた無償ということなのですが、どういう団体であれば美幌町は無償で土地をお貸しできるのか。今回も、土地は売却なのかと、売却地だと思ったものですか、今回貸した法人そのものが、僕は悪いとかいいとかではないのです。であれば、今後、町内でそういう活動をする団体には無償でお貸しできるということにもなるのかなと思いますので、その辺の基準が明確にどうなっているのか、お答えください。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 事業内容は、やはり公益的な事業ということで、今まで無償貸し付けをいたしております。またさらには、もしこういったNPO法人ですとか、あるいは社会福祉法人ですとか、こういったところがこういった事業を起こさなければ、施設等をつくらなければ、最終的には町がそういったものを整備しなければ住民サービスに支障が出るというようなものについては、特に町のほうのできることとして、施設整備に対する補助金もあろうかと思いますが、その地盤となる土地についても、なかなか購入してお貸しするという事はなかなか難しいですが、そういった使えるような土地があれば、積極的なそういったサービスを展開して

いただけるということでありますので、協力できるものは協力していきたいということで、今回のように、あるいは前回、ほかの施設でもありましたけれども、そういった町が持っている土地を有効利用していただけるということで、さらなる福祉サービスが進むということであれば、お貸しをするという考え方で法に基づいてお貸しをしているところでございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） よく趣旨については理解できました。決して今回の事案にこだわるわけではないのですが、今、総務部長が言った、公益的なものであれば無償の貸し付けについてもやぶさかでないとなれば、明確な基準だとか、要領だとか、ぜひいずれか議会側にも、そういう要領等についての時期が来るのではないかと思うのですが、今後に向けてのそういう作成だとか、基準だとか、つくる予定があるのかどうか、最後、これだけ。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 現在、先ほど説明した内容では、条例を設けておりますので、無償、あるいは安価でといいますか、お貸しをするというような、条例の中にはそういった事業、あるいはそういった相手方によって無償等の貸し付けができるということに基づいてやっておりますので、今回、さらにそれをまた掘り下げた、新たなといいますか、掘り下げた基準、要領等をつくるという、今予定はございませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 先ほど総務部長の説明では、この施設の完成が4月というふうに説明した気ですので、これ、年度内に完成しないと、この補助金等で制約、来年の4月の完成ということで間違いはないでしょうか。それとも3月末までに完成しないと補助要件

に合致しないのか、その辺だけちょっと。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 先ほど説明したのは、開設が平成26年4月以降ということでごさいます、完了は年度内ということですので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 引っかけであります。むしろ町長さんにお答え願いたいと思います。土地を貸す云々、決して悪いことではないなと思いつながら、町長さんの思いの中で、大きく言ったら、福祉のあり方、福祉構想という観点からお答えいただきたいのですが、昔、この言葉が厳密かどうかはわかりませんが、福祉村、一定の構想の中で、集約、人様をつかまえて集約と言ったら失礼な言葉ですが、そういう観点からとらえた場合、どのような今の段階における町長さんの腹づもり、というのは、もしそれこそ先ほどの災害があったとき、なおさら福祉の関係する場合、助けに行くにしても、至るところに分散していますと、それに対しても機動力が必要になってくるのかなど、こんな思いがあるところであります。そういう意味で、「土地を貸す」に対しても、どういう観点を町長はお持ちなのか、参考のために、もしおありであれば、お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 御質問の趣旨がちょっと十分飲み込めませんが、福祉村構想というのは、ちょっと意味が、内容が、私が提案したことではないと思いますので、ちょっと具体的にはわかりませんが、いずれにしろ、このまちの地域福祉は、やはり総力戦でやらなければいけないと思っております。そういった意味で、行政もそうですし、地域住民の皆さんの支えだとかお力添えをいただく、そして民間でできる部分についてはしっかりやっていくということに従

来ともやってきていますので、そういう総合的な力を集めて福祉を進めていく、そしてこのまちで長生きを楽しみながら住んでいただくということを目指すというのが私どもの考え方です。（「別な場面でお聞きします」と呼ぶ者あり）

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第91号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第8号

○議長（古舘繁夫君） 日程第8 報告第8号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第8号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全部終了しました。会議を閉じます。

これで、平成25年第4回美幌町議会臨時会を閉会します。

午前10時38分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員